

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多良木町長 吉瀬 浩一郎

市町村名 (市町村コード)	多良木町 (43505)
地域名 (地域内農業集落名)	久米地区 (思川前原、久米2区、久米3区、久米4区、久米5区、久米6区、久米7区、奥野、円八重)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月4日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

他の地域に比べ、平地が多く基盤整備事業も実施している農地も多い。しかし、未整備田もあるため、耕作条件の悪い農地もある。高齢化も他の地域同様進んでおり、法面や水路の維持管理も過重な負担となっており、後継者不足の懸念もある。

中心経営体も現状を維持するのが精一杯で、全ての委託希望は受けられない状況であり、地域の農業者だけで担っていくのは困難であるため、作業委託など広域農業法人等と連携を図りながら、地域の担い手を育成・確保し、地域全体の農業経営を維持できるかが課題である。

・主な作物等: 水稻、麦、飼料稲、飼料作物、工芸作物、メロン、キュウリ、ナス、いちご、トマト、果樹、畜産

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、麦など土地利用型作物を中心に水田を有効利用するとともに、作物の販売収入や各種交付金を最大化し、安定的に営農できる環境を整備する。

施設園芸作物、工芸作物、薬用作物など高収益作物については、新品種や新技術を導入しながら、品質や収量を向上させ、農業収入の増加を図る。

機械施設等の過剰投資を抑制し、農業の生産性の効率化や農地の集積集約を図るため、大型機械の共同化、スマート農業導入による労働力の低減、農作業の共同化を図る。

狩猟免許取得者の育成・確保や防護柵の設置などで総合的な対策を実施、鳥獣被害の軽減を図る。

飼料稲栽培や堆肥散布など耕畜連携を継続しつつ、畜産農家の減少により飼料稲が作付けできなくなったほ場については、水稻や飼料米などへの転換を促す。

地域農業の活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	509 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	509 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業農用地域の農地及び周辺の農地上の利用が行われる区域と、その区域と住宅地または、林地との間にあるなど、集積・集約化が難しい農地は保全・管理を行う区域として設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者、認定新規就農者、広域農業法人等を中心に農地集積を推進するとともに、効率的に農地を利用できるよう集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を推進し、担い手への農地集積を段階的に実施し、将来的に担い手が効率的に農地が利用できるよう集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、県営水利施設等保全高度化事業等を活用し、用排水路、暗渠排水等の整備に取り組む。 ・中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度を活用し、用排水路等の維持・補修、長寿命化を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新規就農者や親元就農者等の地域内の後継者育成や、外部からの雇用等も含め、労働力を確保する。 ・高齢者、非農家、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、相談体制の整備等の支援を行う。 ・県、町、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携して、農業を担う者の多様な経営体の受入から定着まで必要となるサポートを実施できる体制を充実させる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で作業受託を行う広域営農法人、認定農業者及び作業受託組合等へ農作業の一部を委託することで、農作業の効率化を図り、農業経営を維持できる体制を整備する。併せて、農業支援サービスを行う事業体を育成・確保し、作業委託を必要とする経営体が積極的に活用できる環境を整備する。これにより、地域全体の農業経営を維持することで、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①関係機関が連携し、効果的な鳥獣被害対策を実施する。
 ②有機肥料を活用し、環境負荷を軽減させるなど、環境に配慮した持続可能な農業経営を推進する。
 ③低コスト・省力化や生産性の向上を図るため、デジタル技術を導入し、スマート農業を推進する。
 ⑦中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度を活用し、農地や地域の景観の保全を図る。